

【記 入 要 領】（一般用）

この安全衛生管理計画及び実施結果報告書は、安全衛生管理体制や安全衛生管理活動の実態等を自主的に点検いただき、貴事業場の安全衛生水準の向上、労働災害防止に役立てていただくことを目的としております。

ご作成の上、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。

- ※ 工場、支店、店舗等事業場ごとに作成してください。
- ※ 「**労働者数**」欄は、自社が雇用する労働者数（派遣労働者、技能実習生を含む（以下「派遣労働者等」という。））を記入してください。

【1 令和4年（度）の安全衛生方針等】

(1) 「経営トップの安全衛生に関する基本方針」欄

経営トップ自らの労働災害防止に関する意思表示や基本方針を記入してください。

(2) 「年間安全衛生目標・スローガン」欄

例えば、休業災害ゼロ・不休災害〇件以内、墜落・転倒災害の撲滅など、労働災害防止の目標を設定してください。目標を定めない場合は「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全管理」等のスローガンを設定してください。

(3) 「取組事項」欄

重点施策ごとに、取組事項を記入してください。

なお、独自に安全衛生に関する計画を作成し、その写しを添付する場合は「別添資料のとおり」としてください。

【2 労働災害発生状況（各年1～12月）】

各年1月から12月までの自社が雇用する労働者（派遣労働者等を含む）の災害件数（人）を集計し、「**内派遣労働者等**」欄は、内数で記入してください。

「**構内下請労働者**」欄は、構内下請事業場で発生した災害件数（人）を記入してください。

【3 基本的な安全衛生管理体制の確立・整備】

(1) 「(1) 安全衛生管理組織」、 「(2) 安全衛生スタッフ」欄

※労働者数が50人以上の事業場のみ記入してください。

「(3) 安全衛生推進者（衛生推進者）」欄

※ 労働者数が10人以上50人未満の事業場のみ記入してください。

※ 労働者数は、事業場ごとの労働者数（派遣労働者等を含む）です。

(2) 「総括安全衛生管理者」欄

①労働者数100人以上の林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 ②300人以上の製造業、電気業、水道業、ガス業、熱供給業、通信業、各種商品卸及び小売業、家具・建具・じゅう器等卸及び小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 ③1,000人以上の①及び②以外の業種が該当します。

(3) 「安全管理者」欄 上記(2)の①及び②の業種が該当します。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医を選任（変更）した場合、所轄労働基準監督署長へ報告する必要があります。

- (5) 安全衛生推進者（衛生推進者）を選任した場合、関係労働者への周知が必要です。（所轄労働基準監督署長への報告は要しません）

安全衛生管理体制のあらまし 厚生労働省

検索

【4 労働安全衛生マネジメントシステム及びリスクアセスメント】

実施の有無を記入してください。

(1) 「労働安全衛生マネジメントシステム」

安全衛生管理をより効果的に行うための仕組みです。P D C Aサイクルを実行することによりレベルの高い改善が期待できます。（ISO45001, JISQ45001, JIS45100, JISHA 方式等）

労働安全衛生マネジメントシステム 厚生労働省

検索

(2) 「リスクアセスメント」

職場に潜むリスク（危険）を見つけ出し、そのリスクにより起こることが予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、優先度の高い実施事項から順に対策を講じていく手法のことです。

(3) 「リスクアセスメント実施・定着」欄

項目に対する取組を行った年欄に○印を記入してください。毎年実施している場合は各年に○印を記入してください。

【5 自主的安全衛生活動】

職場で実施している各種安全衛生活動について○印を選択してください。

なお、記載以外の安全衛生活動を行っている場合は、その他の（ ）内に記入してください。

安全衛生活動の実施 厚生労働省

検索

【6 交通労働災害防止対策】

(1) 「交通労働災害防止管理者」欄

労働者に自動車、バイク、トラック等の運転を行なわせることがある事業場は記入してください。

※「交通労働災害防止のためのガイドライン」

管理体制の整備（交通労災防止管理者、交通労働災害防止対策の積極的な取組など）、方針表明・目標の設定・計画の作成、交通労働災害防止教育の実施等

(2) 「令和4年（度）の交通労働災害防止に向けての主な取組予定」欄

例えば、危険マップの作成、運転者認定制度の導入、運転適正検査の実施、交通KYの実施などをご記入してください。

交通労働災害を防止するために 厚生労働省

検索

【7 荷役作業時の労働災害防止に関する連携等】

陸上貨物運送事業における荷役作業において、全国で1万件以上の労働災害が発生しており、その3分の2は荷主等(荷主、配送先、元請等)の構内で発生しています。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」は、陸運事業者及び荷主等が取り組むべき事項を具体的に示しています。

荷役作業時の労働災害を防止しましょう 厚生労働省

検索

【8 有害業務】

「業務内容」欄

〔○○材料の吹き付け塗装業務、鋳物製品の研磨作業〕など、有害業務の概要をご記入してください。

「作業環境測定の実施」、「管理区分」欄

令和3年（度）の実施の有無及び作業環境測定結果の評価に○（複数回答可）をつけてください。

「令和4年（度）の予定」欄

令和4年（度）の作業環境測定の実施予定月を記入してください。

【9 化学物質対策】

(1) 化学物質に係るリスクアセスメント

平成28年6月から義務化されています。

厚生労働省では「**化学物質等による危険性又は有害性の調査等の指針**」を定めています。

『リスクアセスメント実施支援システム』（厚生労働省コントロール・バンディング）や『簡易なリスクアセスメント実地支援ツール（CREAT-SIMPLE）』をご活用ください。

職場の安全サイト 化学物質

検索

(2) 『ラベルでアクション』

化学物質の容器の「GHSマーク（絵表示）」や「SDS（安全データシート）」を活用し、化学物質に係るリスクアセスメントの実施につなげます。

【10 受動喫煙防止対策】

『受動喫煙』：室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

『全面禁煙』：建物や車両内全体を禁煙とすること。

『空間分煙』：限られた喫煙箇所でのみ喫煙を認め、それ以外の場所を禁煙とすること。

職場の受動喫煙 厚生労働省

検索

【11 健康管理結果状況】

(1) 令和3年（度）の結果と令和4年（度）の実施予定を記入してください。

(2) 「結果報告書の提出」欄

・一般健康診断

事業場の規模50人以上は、様式第6号『定期健康診断結果報告書』の提出が必要です。

・特殊健康診断（有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等）

規模に関係なく、法令で定められた様式により所轄労働基準監督署長への報告が必要です。

・『じん肺健康管理実施状況報告』

じん肺健康診断の実施の有無に関係なく、毎年12月末日の状況を翌年2月末日までに所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(3) 「医師からの意見聴取」欄

医師からの意見聴取の有無をご記入してください。

(4) 「事後措置」欄

医師の意見を勘案し、個々の労働者に実施した措置（作業の転換、労働時間の短縮措置や作業環境改善措置など）の有無をご記入ください。

『**健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針**』をご活用ください。

労働衛生特設 三重労働局

検索

【12 長時間労働（過重労働）に対する健康障害予防対策】

(1) 「長時間労働の把握状況」欄

「月 100 時間超えの長時間労働者」、「月 80 時間超から 100 時間以下の長時間労働者」などがいる場合、それぞれ「有」に○をつけてください。

② 「医師による面接指導の申出要件」欄

面接指導制度が労働者の申出を要件としている場合、「有」に○をつけてください。

③から⑧の欄も同様に、実施の有無をご記入ください。

※時間外・休日労働時間数は、以下により計算してください。

『 1 か月の時間外・休日労働時間数

$$= 1か月の総労働時間数 - (当該1か月間の総暦日数 / 7) \times 40 \text{ 』}$$

(2) 産業医に対し、「月 80 時間超えの長時間労働者の情報」を提供する必要があります。

また、「月 80 時間超えの長時間労働者」に対しても、労働時間に関する情報を提供する必要があります。

(3) 管理監督者やみなし労働時間制度の適用を受ける労働者も労働時間を把握することが必要です。

過労死防止対策 厚生労働省

検索

【13 メンタルヘルス対策】

(1) 「メンタルヘルス対策」欄

メンタルヘルス対策の取組内容を選択してください。

(2) 『労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル』を活用してください。

こころの耳

検索

【14 治療と仕事の両立支援導入状況】

(1) 傷病（がん、糖尿病などの私傷病）を抱えながら働いている労働者に対する配慮の有無及びその内容について、該当する選択肢に○をつけてください。（複数選択可）

(2) 労働者の治療や通院のため、柔軟な勤務制度や休暇制度（両立支援制度）を導入する際には、『治療と仕事の両立支援助成金』（環境整備コース）、『治療と仕事の両立支援助成金』（制度活用コース）（令和3年度の場合いずれも20万円）をご活用ください。

治療と仕事の両立支援ポータルサイト

検索

【15 三重産業保健総合支援センターによる支援】（利用は無料）

(1) 『三重産業保健総合支援センター』

メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援等に取り組もうとする事業場をサポートするための独立行政法人です。

職場の産業保健に関する窓口相談・職場訪問支援など様々な支援を行っています。

(2) 「支援希望の有無」欄

支援を希望した事業場に対しては、当局から三重産業保健総合支援センターに『希望事業場名、所在地』等、必要な情報を提供し、同センターから直接、ご案内申し上げることがございますのでご了解願います。

三重県産業保健総合支援センター

検索